

ID: 531

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	海岸保全施設の改良、補修命令等		
法令名 根拠条項	海岸法 第21条第2項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条第2項の規定による。</p> <p>2 海岸管理者は、海岸保全施設が前項各号のいずれにも該当しない場合において、当該海岸保全施設が第14条の規定に適合しなくなり、かつ、海岸の保全上著しい支障があると認められるときは、その管理者に対し前項に規定する措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日